# 独立行政法人国立病院機構宮崎病院における訪問看護ステーション 又はサテライト事業所の設置に係る定期建物賃貸借契約の入札公告

当院及び他施設における患者及び貴施設より訪問看護を受ける患者(以下「患者等」という。)のための訪問看護ステーション又はサテライト事業所の設置・運営に係る定期建物賃貸借契約について一般競争入札に付すこととしますので、希望する者は次のとおり入札書を提出願います。

令和4年12月2日

宮崎病院長 宮尾 雄治

#### 1. 契約概要

#### (1)契約名

定期建物賃貸借契約

### (2) 契約物件

所	在		地	宮崎県児湯郡川南町大字川南 19403 番地 4
名			称	独立行政法人国立病院機構宮崎病院
構			造	R C 造 1 階建
貸	付	場	所	指定場所(別紙「配置図」に示すとおり。)
貸	付	面	積	45.0㎡(面積の算定は甲に従うものとする。)

### (3)使用目的

訪問看護ステーション又はサテライト事業所の設置・運営

# (4)貸付(運営)期間

令和5年3月1日~ 令和6年3月31日(13月間)

※但し、事業の運営開始時期については令和5年3月のいずれかの日からとする。

本貸付契約は『定期建物賃貸借契約』を行うこととしているので、契約期間の満了をもって契約は終了し、更新はない。

ただし、特別な事情等により、貸付(運営)期間満了の日の6ヶ月前までに書面をもって引き続き運営する意思表示がなされた場合であって、病院長がこれを認める場合は、次期契約期間を1年間として再契約し、以降この方法により取り扱う。

## 2. 入札方法

第一交渉権者の決定については、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額とする。)をもって評価するので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を

記載した入札書を提出すること。

- 3. 競争に参加する者の必要資格に関する事項
- (1)独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則(以下「契約事務取扱細則」という。) 第5条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人で あっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある 場合に該当する。
- (2) 契約事務取扱細則第6条の規定に該当しない者であること。
- (3) その他、下記事項に該当する者であること。
  - ① 法人等を設立して1年以上経過しており、訪問看護ステーション又はサテライト事業所について、各々良好な運営実績が1年以上あること。
  - ② 法人等の財政状況、損益状況及び資金状況に問題がないこと。
  - ③ 不正及び不誠実な行為がないこと。

#### 3. 手続等

(1) 担当課・係

〒889-1301 宮崎県児湯郡川南町大字川南 19403 番地 4 独立行政法人国立病院機構宮崎病院 事務部 企画課 業務班 電話 0983-27-1036

- (2) 入札説明書の交付期間及び場所
  - ①交付期間

令和4年12月5日(月)から同年同月19日(月)まで (ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定 する行政機関の休日は除く。)

②交付場所

「(1)」に同じ

- (3) 参加希望者の申請期限、場所及び方法
  - ①申請期限

令和4年12月19日(月)17時00分

②提出場所及び方法

「(1)」に同じ(別紙「競争参加資格確認申請書」を持参又は郵送)

- (4)入札書の提出期限、場所及び方法
  - ①提出期限

令和5年1月5日(木)11時00分

※但し、郵送の場合は令和令和5年1月4日(水)17時00分必着のこと

②提出場所及び方法

「(1)」に同じ(持参又は郵送)

(5) 開札の日時及び場所

令和5年1月5日(木)11時00分 会議室

# 4. その他

- (1)入札及び契約手続きに使用する言語及び通貨 ・・・・・ 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 ・・・・・ 免除
- (3) 虚偽の内容が記載されている参加資格確認書類又は入札書は、無効
- (4) 契約書作成の要否 …… 要(定期建物賃貸借契約による予定)
- (5) 関連情報を入手するための窓口 ・・・・・ 上記「3. (1)」に同じ
- (6) 契約の相手方の決定方法

契約事務取扱細則第21条の規定に基づいて作成された予定価格を上回る価格で有効な入札を行った入札者を交渉権者とする。その者が複数の場合は、入札した価格に基づく交渉順位を付するものとし、最高価格で入札した者を第一交渉権者とする。ただし、交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合は、経理責任者は交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行うことができる。

(6) 詳細は、入札説明書による